

2022年度入学試験問題 出題趣旨（民事訴訟法）

(1)

遺産分割の前提問題と民事訴訟の関係についての基本問題であり、最大決41年3月2日民集20巻3号360頁の理解を前提に、最判平成12年2月24日民集54巻2号523頁の理解を問うたものである。確認の訴えの利益について明晰な分析が求められていることはいうまでもない。その上で、具体的相続分の数値如何によっては相続人の地位が否定されるのと大差ないこと等を踏まえて、上記平成12年最判の問題性を指摘できれば、より深い検討になるであろう。

(2)

判決効に関する基本問題であり、既判力の内容および作用に関する明晰な分析を前提に、争点効や信義則（矛盾挙動禁止）による遮断・拘束の可否を問うたものである。争点効については、一般論・抽象論を展開するだけでは足りない。また、弁済後に債務不成立が判明すること自体に矛盾はないため、信義則（矛盾挙動禁止）適用の検討に際しても、前訴におけるYの争い方を踏まえた具体的な検討が必要となる。